

第六十五回国会 衆議院 内閣 委員会 議録 第一号

本国会召集日(昭和四十五年十二月二十六日)(土曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 天野 公義君

理事 伊能繁次郎君 熊谷 義雄君
理事 佐藤 文生君 坂村 吉正君
理事 塩谷 一夫君 大出 俊君
理事 伊藤惣助丸君 和田 耕作君

阿部 文男君 伊藤宗一郎君
加藤 陽三君 笠岡 喬君
鯨岡 兵輔君 篠田 弘作君
辻 寛一君 中山 利生君
葉梨 信行君 古井 喜實君
堀田 政孝君 山口 敏夫君
石橋 政嗣君 上原 康助君
木原 実君 佐藤 観樹君
横路 孝弘君 鬼木 勝利君
山田 太郎君 受田 新吉君
東中 光雄君

昭和四十六年二月十六日(火曜日)

午前十時三分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 伊能繁次郎君 熊谷 義雄君
理事 坂村 吉正君 坂村 吉正君
理事 大出 俊君 伊藤惣助丸君
阿部 文男君 伊藤宗一郎君

出席國務大臣
法務大臣 秋田 大助君
外務大臣 愛知 揆一君

運輸大臣 橋本登美三郎君
建設大臣 根本龍太郎君
國務大臣 山中 貞則君
行政管理局長 荒木萬壽夫君

委員の異動

昭和四十五年十二月二十六日
石橋 政嗣君 補欠選任
佐藤 観樹君 川崎 寛治君
佐々木更三君

昭和四十六年二月一日
東中 光雄君 補欠選任
谷口善太郎君

同日
阿部 文男君 補欠選任
小川 半次君
相川 勝六君
笠岡 喬君
中山 利生君
赤澤 正道君
谷口善太郎君 東中 光雄君

同日
相川 勝六君 補欠選任
赤澤 正道君 笠岡 喬君
小川 半次君 阿部 文男君
同日 阿部 文男君 補欠選任
植木庚子郎君

同日
同日 阿部 文男君 補欠選任
同日 植木庚子郎君 補欠選任
同日 阿部 文男君 補欠選任
同日 小川 半次君 補欠選任

同日
同日 阿部 文男君 補欠選任
同日 小川 半次君 補欠選任
同日 阿部 文男君 補欠選任
同日 小川 半次君 補欠選任
同日 阿部 文男君 補欠選任
同日 小川 半次君 補欠選任

同日
同日 阿部 文男君 補欠選任
同日 小川 半次君 補欠選任
同日 阿部 文男君 補欠選任
同日 小川 半次君 補欠選任
同日 阿部 文男君 補欠選任
同日 小川 半次君 補欠選任

同日
同日 阿部 文男君 補欠選任
同日 小川 半次君 補欠選任
同日 阿部 文男君 補欠選任
同日 小川 半次君 補欠選任
同日 阿部 文男君 補欠選任
同日 小川 半次君 補欠選任

同日
同日 阿部 文男君 補欠選任
同日 小川 半次君 補欠選任
同日 阿部 文男君 補欠選任
同日 小川 半次君 補欠選任
同日 阿部 文男君 補欠選任
同日 小川 半次君 補欠選任

同日
同日 阿部 文男君 補欠選任
同日 小川 半次君 補欠選任
同日 阿部 文男君 補欠選任
同日 小川 半次君 補欠選任
同日 阿部 文男君 補欠選任
同日 小川 半次君 補欠選任

二月四日
總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)
在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)
文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)
運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)
建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三号)
同日
行政管理局設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)
一月二十七日
靖国神社の国家管理反対に関する請願外一件(横路孝弘君紹介)(第六八号)
同日
靖国神社国家維持に関する請願(大竹太郎君紹介)(第一九七号)
旧軍人に対する恩給改善等に関する請願外七件(進藤一馬君紹介)(第一九八号)
同外十二件(菅波茂君紹介)(第一九九号)
同(高島修君紹介)(第二〇〇号)
同外二十七件(天野光晴君紹介)(第二五四号)
同外一件(金丸信君紹介)(第二五五号)
同外一件(河本敏夫君紹介)(第二五六号)
同(斎藤滋与史君紹介)(第二五七号)
同外五件(笹山茂太郎君紹介)(第二五八号)
同(根本龍太郎君紹介)(第二五九号)
同外三件(長谷川四郎君紹介)(第二六〇号)
同(赤城宗徳君紹介)(第二八〇号)
同外二十七件(伊藤宗一郎君紹介)(第二八一号)
同外一件(佐々木義武君紹介)(第二八二号)

同(浦井洋君紹介)(第三六〇号)
 同(小林政子君紹介)(第三六一号)
 同(田代文久君紹介)(第三六二号)
 同(谷口善太郎君紹介)(第三六三号)
 同(津川武一君紹介)(第三六四号)
 同(寺前巖君紹介)(第三六五号)
 同(土橋一吉君紹介)(第三六六号)
 同(林百郎君紹介)(第三六七号)
 同(東中光雄君紹介)(第三六八号)
 同(不破哲三君紹介)(第三六九号)
 同(松本善明君紹介)(第三七〇号)
 同(山原健二郎君紹介)(第三七一号)
 同(外六件(横路孝弘君紹介)(第三七二号)
 同(米原昶君紹介)(第三七三号)
 同月十日
 旧軍人に対する恩給改善等に関する請願(地崎宇三郎君紹介)(第三九七号)
 同(石井一君紹介)(第四七六号)
 同(草野一郎平君紹介)(第四七八号)
 同(宇野宗佑君紹介)(第五二七号)
 同(永田亮一君紹介)(第五二九号)
 同(秋田大助君紹介)(第五八四号)
 同(加藤陽三君紹介)(第五八五号)
 同(小島徹三君紹介)(第三九八号)
 同(兵庫県浜坂町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(小島徹三君紹介)(第三九九号)
 同(兵庫県出石町、但東町の寒冷地手当引上げ等に関する請願外四件(小島徹三君紹介)(第四〇〇号)
 同(兵庫県青垣町の寒冷地手当引上げ等に関する請願外二件(小島徹三君紹介)(第四〇一号)
 同(兵庫県温泉町の寒冷地手当引上げ等に関する請願外一件(小島徹三君紹介)(第四〇二号)
 同(靖国神社の国家管理反対に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第四〇三号)

同(浦井洋君紹介)(第三六〇号)
 同(小林政子君紹介)(第三六一号)
 同(田代文久君紹介)(第三六二号)
 同(谷口善太郎君紹介)(第三六三号)
 同(津川武一君紹介)(第三六四号)
 同(寺前巖君紹介)(第三六五号)
 同(土橋一吉君紹介)(第三六六号)
 同(林百郎君紹介)(第三六七号)
 同(東中光雄君紹介)(第三六八号)
 同(不破哲三君紹介)(第三六九号)
 同(松本善明君紹介)(第三七〇号)
 同(山原健二郎君紹介)(第三七一号)
 同(外六件(横路孝弘君紹介)(第三七二号)
 同(米原昶君紹介)(第三七三号)
 同月十日
 旧軍人に対する恩給改善等に関する請願(地崎宇三郎君紹介)(第三九七号)
 同(石井一君紹介)(第四七六号)
 同(草野一郎平君紹介)(第四七八号)
 同(宇野宗佑君紹介)(第五二七号)
 同(永田亮一君紹介)(第五二九号)
 同(秋田大助君紹介)(第五八四号)
 同(加藤陽三君紹介)(第五八五号)
 同(小島徹三君紹介)(第三九八号)
 同(兵庫県浜坂町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(小島徹三君紹介)(第三九九号)
 同(兵庫県出石町、但東町の寒冷地手当引上げ等に関する請願外四件(小島徹三君紹介)(第四〇〇号)
 同(兵庫県青垣町の寒冷地手当引上げ等に関する請願外二件(小島徹三君紹介)(第四〇一号)
 同(兵庫県温泉町の寒冷地手当引上げ等に関する請願外一件(小島徹三君紹介)(第四〇二号)
 同(靖国神社の国家管理反対に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第四〇三号)

同(浦井洋君紹介)(第四〇四号)
 同(小林政子君紹介)(第四〇五号)
 同(佐藤観樹君紹介)(第四〇六号)
 同(田代文久君紹介)(第四〇七号)
 同(谷口善太郎君紹介)(第四〇八号)
 同(津川武一君紹介)(第四〇九号)
 同(寺前巖君紹介)(第四一〇号)
 同(土橋一吉君紹介)(第四一一号)
 同(林百郎君紹介)(第四一二号)
 同(東中光雄君紹介)(第四一三号)
 同(不破哲三君紹介)(第四一四号)
 同(松本善明君紹介)(第四一五号)
 同(山原健二郎君紹介)(第四一六号)
 同(米原昶君紹介)(第四一七号)
 同(青柳盛雄君紹介)(第四一九号)
 同(浦井洋君紹介)(第四八〇号)
 同(小林政子君紹介)(第四八一号)
 同(田代文久君紹介)(第四八二号)
 同(谷口善太郎君紹介)(第四八三号)
 同(津川武一君紹介)(第四八四号)
 同(寺前巖君紹介)(第四八五号)
 同(土橋一吉君紹介)(第四八六号)
 同(林百郎君紹介)(第四八七号)
 同(東中光雄君紹介)(第四八八号)
 同(不破哲三君紹介)(第四八九号)
 同(松本善明君紹介)(第四九〇号)
 同(山原健二郎君紹介)(第四九一号)
 同(米原昶君紹介)(第四九二号)
 同(佐藤観樹君紹介)(第四九三号)
 同(青柳盛雄君紹介)(第四九四号)
 同(浦井洋君紹介)(第五三一号)
 同(小林政子君紹介)(第五三二号)
 同(田代文久君紹介)(第五三三号)
 同(佐藤観樹君紹介)(第五三四号)
 同(谷口善太郎君紹介)(第五三五号)
 同(津川武一君紹介)(第五三六号)
 同(寺前巖君紹介)(第五三七号)
 同(土橋一吉君紹介)(第五三八号)
 同(林百郎君紹介)(第五三九号)

同(東中光雄君紹介)(第五四〇号)
 同(不破哲三君紹介)(第五四一号)
 同(松本善明君紹介)(第五四二号)
 同(山原健二郎君紹介)(第五四三号)
 同(米原昶君紹介)(第五四四号)
 同(青柳盛雄君紹介)(第五四六号)
 同(浦井洋君紹介)(第五八七号)
 同(小林政子君紹介)(第五八八号)
 同(佐藤観樹君紹介)(第五八九号)
 同(田代文久君紹介)(第五九〇号)
 同(谷口善太郎君紹介)(第五九一号)
 同(津川武一君紹介)(第五九二号)
 同(寺前巖君紹介)(第五九三号)
 同(土橋一吉君紹介)(第五九四号)
 同(林百郎君紹介)(第五九五号)
 同(東中光雄君紹介)(第五九六号)
 同(不破哲三君紹介)(第五九七号)
 同(松本善明君紹介)(第五九八号)
 同(山原健二郎君紹介)(第五九九号)
 同(横路孝弘君紹介)(第六〇〇号)
 同(米原昶君紹介)(第六〇一号)
 同(靖国神社国家維持の早期実現に関する請願(谷垣專一君紹介)(第四九四号)
 同(彦根市の寒冷地手当引上げ等に関する請願(後藤俊男君紹介)(第五四五号)
 同(滋賀県木之本町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(後藤俊男君紹介)(第五四六号)
 同(長浜市の寒冷地手当引上げ等に関する請願(後藤俊男君紹介)(第五四七号)
 同(滋賀県豊郷村の寒冷地手当引上げ等に関する請願(後藤俊男君紹介)(第五四八号)
 同(滋賀県湖北町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(後藤俊男君紹介)(第五四九号)
 同(滋賀県近江町の寒冷地手当引上げ等に関する請願外二件(後藤俊男君紹介)(第五五〇号)
 同(滋賀県五個荘町の寒冷地手当引上げ等に関する請願外一件(後藤俊男君紹介)(第五五一号)
 同(滋賀県浅井町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(後藤俊男君紹介)(第五五二号)

同(山下元利君紹介)(第五五三号)
 滋賀県土山町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(山下元利君紹介)(第五五四号)
 滋賀県甲賀町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(山下元利君紹介)(第五五五号)
 滋賀県秦荘町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(山下元利君紹介)(第五五六号)
 滋賀県志賀町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(山下元利君紹介)(第五五七号)
 滋賀県朽木村の寒冷地手当引上げ等に関する請願(山下元利君紹介)(第五五八号)
 滋賀県マキノ町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(山下元利君紹介)(第五五九号)
 滋賀県高島町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(山下元利君紹介)(第五六〇号)
 滋賀県愛東村の寒冷地手当引上げ等に関する請願(山下元利君紹介)(第五六一号)
 滋賀県湖東町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(山下元利君紹介)(第五六二号)
 大津市旧葛川村の寒冷地手当引上げ等に関する請願外四件(山下元利君紹介)(第五六三号)
 滋賀県山東町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(山下元利君紹介)(第五六四号)
 同(後藤俊男君紹介)(第五六五号)
 新潟県の寒冷地手当引上げ等に関する請願外十一件(木島喜兵衛君紹介)(第五六六号)
 同外十件(三宅正一君紹介)(第五六七号)
 山形市等の寒冷地手当引上げ等に関する請願(安宅常彦君紹介)(第五六八号)
 同外七件(華山親義君紹介)(第五六九号)
 婦人少年室の廃止反対等に関する請願(濱野清吾君紹介)(第五七〇号)
 国防省設置に関する請願外一件(菅太郎君紹介)(第五七一七号)
 人事行政の厳正化に関する請願外一件(菅太郎君紹介)(第五七〇八号)
 は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

○国政調査承認要求に関する件
 総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)
 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)
 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)
 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)
 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三号)
 行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

○天野委員長 これより会議を開きます。

国政調査承認要求に関する件についておはかりいたします。
 今会期中、国の行政の改善をはかり、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため、
 一、行政機構並びにその運営に関する事項
 二、恩給及び法制一般に関する事項
 三、国防の防衛に関する事項
 四、公務員の制度及び給与に関する事項
 五、栄典に関する事項
 以上の各事項について、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により国政調査を行なうこととし、議長にその承認を求めたいと存しますが、御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○天野委員長 総理府設置法の一部を改正する法律案、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案

する法律の一部を改正する法律案、運輸省設置法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

総理府設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)

の一部を次のように改正する。
 第六条第六号を次のように改める。

六 削除
 第八条第一項第三号を次のように改める。

三 統計に関する研修を行なうこと。
 第十条中「として、」の下に「国立公文書館及び」を加え、「統計職員養成所」を「統計研修所」に改める。

第十一条を次のように改める。
 (国立公文書館)

第十一条 国立公文書館は、国の行政に関する公文書その他の記録を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究及び事業を行ない、あわせて総理府の所管行政に関し図書管理を行なう機関とする。

2 国立公文書館に館長を置く。

3 館長は、内閣総理大臣の命を受け、館務を掌理する。

4 国立公文書館は、東京都に置く。

5 国立公文書館の内部組織は、総理府令で定める。

第十二条の見出しを「統計研修所」に改め、同

条第一項を次のように改める。

統計研修所は、国及び地方公共団体の職員に對して、統計に関する研修を行なう機関とする。

第十二条第二項及び第三項中「統計職員養成所」を「統計研修所」に改める。

第十五条第一項の表海洋科学技術審議会の項を次のように改める。

海洋開発審議会
 内閣総理大臣の諮問に應じて海洋の開発に関する基本的かつ総合的な事項を調査審議すること。

附則

この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。ただし、総理府設置法第八条第一項第三号の改正規定、同法第十条の改正規定中「統計職員養成所」を「統計研修所」に改める部分及び同法第十二条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

理由

国の行政に関する公文書その他の記録の保存等を行なわせるため総理府の本府の附属機関として国立公文書館を設置するとともに、統計職員養成所を統計研修所に、海洋科学技術審議会を海洋開発審議会に改組する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律
 第一条を次のように改める。

(在外公館の名称及び位置)

第一条 在外公館の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

第二条 第一項中「在外職員には」を「在外公館に勤務する外務公務員（以下「在外職員」といふ。）に改める。

第十条 第一項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第十二条 第一項中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第二十条の二 第二項中「別表第三」を「別表第四」に改める。

別表第三を別表第四とする。

別表第一	在居手前	大使館の表北米の項中	「イソト」	在外職員	と	ン
別表第二	在居手前	政府代表部の表北米の項中	「ハル・ヨーク	(国際連合)		
380	305	245	195	「ニュー・ヨーク	(国際連合)	
210	「に改め	別表第二	を別表第三	とする。		
別表第一	在居手前	在居手前	在居手前	在居手前	在居手前	在居手前
610	516	454	407	376	344	313
868	739	610	516	454	407	376
968	739	610	516	454	407	376
頂中	「ボツ	「ボツ	「ボツ	「ボツ	「ボツ	「ボツ
282	250	「ボツ	「ボツ	「ボツ	「ボツ	「ボツ
344	313	282	250	「ボツ	「ボツ	「ボツ
344	313	282	250	「ボツ	「ボツ	「ボツ
610	516	454	407	376	344	313
868	739	610	516	454	407	376
788	690	591	500	440	394	388
別表第一	在居手前	在居手前	在居手前	在居手前	在居手前	在居手前
610	516	454	407	376	344	313
クランプド	「1,050	788	690	591	500	440
を別	別表第一	を別表第二	を別表第三	を別表第四	を別表第五	を別表第六
別表第一	大使館	大使館	大使館	大使館	大使館	大使館
一	大使館	大使館	大使館	大使館	大使館	大使館

地域	名称	位置	国名	地名
アジア	在インド日本国大使館	ニュー・デリー	インド	ニュー・デリー
	在インドネシア日本国大使館	ジャカルタ	インドネシア	ジャカルタ
	在ヴェトナム日本国大使館	サイゴン	ヴェトナム	サイゴン
	在カンボディア日本国大使館	プノンペン	カンボディア	プノンペン
	在シンガポール日本国大使館	シンガポール	シンガポール	シンガポール
	在セイロン日本国大使館	コロンボ	セイロン	コロンボ
	在タイ日本国大使館	バンコック	タイ	バンコック
	在大韓民国日本国大使館	ソウル	大韓民国	ソウル
	在中華民國日本国大使館	台北	中華民國	台北

中南米	北米	
在アルゼンティン日本国大使館 在ヴェネズエラ日本国大使館 在ウルグアイ日本国大使館 在エクアドル日本国大使館 在エル・サルヴァドル日本国大使館 在ガイアナ日本国大使館 在キューバ日本国大使館 在グアテマラ日本国大使館 在コスタ・リカ日本国大使館 在コロンビア日本国大使館 在ジャマイカ日本国大使館 在チリ日本国大使館 在下ミニカ共和国日本国大使館 在トリニダード・トバゴ日本国大使館 在ニカラグア日本国大使館 在ハイティ日本国大使館 在パナマ日本国大使館 在パラグアイ日本国大使館 在バルバドス日本国大使館 在ブラジル日本国大使館 在ペルー日本国大使館 在ボリヴィア日本国大使館 在ホンデュラス日本国大使館 在メキシコ日本国大使館	在アメリカ合衆国日本国大使館 在カナダ日本国大使館	在ネパール日本国大使館 在パキスタン日本国大使館 在ビルマ日本国大使館 在フィリピン日本国大使館 在マレーシア日本国大使館 在モルディヴ日本国大使館 在ラオス日本国大使館
アルゼンティン ヴェネズエラ ウルグアイ エクアドル エル・サルヴァドル ガイアナ キューバ グアテマラ コスタ・リカ コロンビア ジャマイカ チリ ドミニカ共和国 トリニダード・トバゴ ニカラグア ハイティ パナマ パラグアイ バルバドス ブラジル ペルー ボリヴィア ホンデュラス メキシコ	アメリカ合衆国 カナダ	カトマンドゥ イスラマバード ラングーン マニラ クアラ・ランプー マーレ ヴィエンチアン ワシントン オタワ

中近東	大洋州	欧州
在アフガニスタン日本国大使館 在イエメン日本国大使館 在イスラエル日本国大使館 在イラク日本国大使館 在イラン日本国大使館 在クウェイト日本国大使館	在オーストラリア日本国大使館 在ニュー・ジブラルドル日本国大使館	在アイスランド日本国大使館 在アイルランド日本国大使館 在イタリア日本国大使館 在ヴァチカン日本国大使館 在オーストリア日本国大使館 在オランダ日本国大使館 在ギリシャ日本国大使館 在サイプラス日本国大使館 在スイス日本国大使館 在スウェーデン日本国大使館 在スペイン日本国大使館 在ソヴィエト連邦日本国大使館 在チェコスロヴァキア日本国大使館 在デンマーク日本国大使館 在ドイツ日本国大使館 在ノールウェー日本国大使館 在ハンガリー日本国大使館 在フィンランド日本国大使館 在フランス日本国大使館 在ブルガリア日本国大使館 在ベルギー日本国大使館 在ポランド日本国大使館 在ポルトガル日本国大使館 在マルタ日本国大使館 在ユーゴスラヴィア日本国大使館 在ルーマニア日本国大使館 在ルクセンブルグ日本国大使館 在連合王国日本国大使館
アフガニスタン イエメン イスラエル イラク イラン クウェイト	オーストラリア ニュー・ジブラルドル	アイスランド アイルランド イタリア ヴァチカン オーストリア オランダ ギリシャ サイプラス スイス スウェーデン スペイン ソヴィエト連邦 チェコスロヴァキア デンマーク ドイツ ノールウェー ハンガリー フィンランド フランス ブルガリア ベルギー ポランド ポルトガル マルタ ユーゴスラヴィア ルーマニア ルクセンブルグ 連合王国
カブール サナ テル・アヴィヴ バグダッド テヘラン クウェイト	キャンベラ ウェリントン	レイク・アヴィーク ダブリン ローマ ウィーン ヘーグ アテネ ニコシア ベルヌ ストックホルム マドリード モスクワ ブラーグ コペンハーゲン ボン オスロ ブダペスト ヘルシンキ パリ ソフィア ブラッセル ワルソー リスボン ヴァレッタ ベルグラード ブカレスト ルクセンブルグ ロンドン

アフリカ	在アラブ連合共和国日本国大使館 在アルジェリア日本国大使館 在ウガンダ日本国大使館 在エチオピア日本国大使館 在ガーナ日本国大使館 在ガボン日本国大使館 在上ヴォルタ日本国大使館 在カメルーン日本国大使館 在ガンビア日本国大使館 在ギニア日本国大使館 在ケニア日本国大使館 在コンゴ(キンシャサ)日本国大使館 在コンゴ(ブラザヴィル)日本国大使館 在ザンビア日本国大使館 在シエラ・レオネ日本国大使館 在スーダン日本国大使館 在スワジランド日本国大使館 在セネガル日本国大使館 在象牙海岸共和国日本国大使館 在ソマリア日本国大使館 在ダホメ日本国大使館 在タンザニア日本国大使館 在チャード日本国大使館 在中央アフリカ共和国日本国大使館 在テニジア日本国大使館 在トーゴ日本国大使館 在ナイジェリア日本国大使館 在ニジェール日本国大使館 在ブルンディ日本国大使館	サウディ・アラビ ジョルダン シリア トルコ ナイエメン レバノン	ア ジ シ ト ナ レ	ジ ア ダ ア ベ カ ス ア ッ シ ャ ー プ ベ イ ル ト カ イ ロ ア ル ジ エ カ ン バ ラ ア デ イ ス ・ ア ベ バ ア ク ラ リ ー プ ル ヴ ィ ル ワ ガ ド ウ グ ー ヤ ウ ン デ パ サ ー ス ト コ ナ ク リ ナ イ ロ ビ キ ン シ ャ サ プ ラ ザ ヴ ィ ル ル サ カ フ リ ー タ ウ ン カ ル ト ウ ム エ ム パ バ ー ン ダ カ ー ル ア ビ ジ ャ ン モ ガ デ イ シ オ ボ ル ト ・ ノ ー ヴ ェ ダ レ サ ラ ム フ ォ ー ル ・ ラ ミ ー バ ン キ テ ユ ニ ス ロ メ ラ ゴ ス ニ ア メ ブ ジ ユ ン プ ラ
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------	----------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

二 総領事館

地域	名	称	国名	位置
アジア	在カルカタ	日本国総領事館	インド	カルカタ
	在ボンベイ	日本国総領事館	インド	ボンベイ
	在マドラス	日本国総領事館	インド	マドラス
	在ジャカルタ	日本国総領事館	インドネシア	ジャカルタ
	在パンコック	日本国総領事館	タイ	パンコック
	在釜山	日本国総領事館	大韓民国	釜山
	在台北	日本国総領事館	中華民国	台北
	在高雄	日本国総領事館	中華民国	高雄
	在カラチ	日本国総領事館	パキスタン	カラチ
	在ダッカ	日本国総領事館	パキスタン	ダッカ
	在マニラ	日本国総領事館	フィリピン	マニラ
	在香港	日本国総領事館	連合王国	香港
	北米	在サン・フランシスコ	日本国総領事館	アメリカ合衆国
在シアトル		日本国総領事館	アメリカ合衆国	シアトル
在シカゴ		日本国総領事館	アメリカ合衆国	シカゴ
在ニュー・オルリンズ		日本国総領事館	アメリカ合衆国	ニュー・オルリンズ
在ニュー・ヨーク		日本国総領事館	アメリカ合衆国	ニュー・ヨーク
ボツワナ	在マダガスカル	日本国大使館	マダガスカル	ガベロンズ
	在マラウイ	日本国大使館	マラウイ	タナナリヴ
	在マリ	日本国大使館	マリ	ゾンバ
	在南アフリカ共和国	日本国大使館	南アフリカ共和国	バマコ
	在モリシヤス	日本国大使館	モリシヤス	プレトリア
	在モリタニア	日本国大使館	モリタニア	ポート・ルイス
	在モロッコ	日本国大使館	モロッコ	ヌアクショット
	在リビア	日本国大使館	リビア	ラバト
	在リベリア	日本国大使館	リベリア	トリポリ
	在ルワンダ	日本国大使館	ルワンダ	モンロヴィア
在レント	日本国大使館	レント	キガリ	
				マセル

中南米	在ポルトランド日本国総領事館 在ホノルル日本国総領事館 在ロス・アンジェルズ日本国総領事館 在ヴァンクーヴァー日本国総領事館 在ウイニペグ日本国総領事館 在エドモントン日本国総領事館 在トロント日本国総領事館 在モントリオール日本国総領事館	アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 カナダ カナダ カナダ カナダ カナダ	ポルトランド ホノルル ロス・アンジェルズ ヴァンクーヴァー ウイニペグ エドモントン トロント モントリオール
欧州	在ミラノ日本国総領事館 在ジュネーヴ日本国総領事館 在ラス・パルマス日本国総領事館 在ナホトカ日本国総領事館 在ハバロフスク日本国総領事館 在レニングラード日本国総領事館 在デュッセルドルフ日本国総領事館 在ハンブルグ日本国総領事館 在ベルリン日本国総領事館 在ボン日本国総領事館 在ミュンヘン日本国総領事館 在パリ日本国総領事館 在ロンドン日本国総領事館	イタリア スイス スペイン ソヴィエト連邦 ソヴィエト連邦 ソヴィエト連邦 ドイツ ドイツ ドイツ ドイツ ドイツ ドイツ フランス 連合王国	ミラノ ジュネーヴ ラス・パルマス ナホトカ ハバロフスク レニングラード デュッセルドルフ ハンブルグ ベルリン ボン ミュンヘン パリ ロンドン
大洋州	在シドニー日本国総領事館 在パース日本国総領事館 在メルボルン日本国総領事館 在オークランド日本国総領事館	オーストラリア オーストラリア オーストラリア ニュージーランド	シドニー パース メルボルン オークランド
アフリカ	在プレトリア日本国総領事館 在ソールズベリー日本国総領事館	南アフリカ共和国 連合王国	プレトリア ソールズベリー

三 領事館

地域	名	称	国名	地名	位置
アジア	在スラバヤ日本国領事館 在メダン日本国領事館 在コタ・キナバル日本国領事館		インドネシア インドネシア マレーシア	スラバヤ メダン コタ・キナバル	
北米	在アンカレッジ日本国領事館		アメリカ合衆国	アンカレッジ	
中南米	在マナオス日本国領事館 在リマ日本国領事館		ブラジル ペルー	マナオス リマ	
大洋州	在プリズベン日本国領事館 在イスタンブル日本国領事館		オーストラリア トルコ	プリズベン イスタンブル	

四 政府代表部

地域	名	称	国名	地名	位置
北米	国際連合日本政府代表部		アメリカ合衆国	ニューヨーク	
欧州	在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部 軍縮委員会日本政府代表部 経済協力開発機構日本政府代表部		スイス スイス フランス	ジュネーヴ ジュネーヴ パリ	

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 在ミュンヘン日本国総領事館並びに在エドモントン及び在オークランドの各日本国総領事館及び各日本国領事館に関する部分並びに別表第一を加える改正規定中外務省設置法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第三号）附則第一項ただし書及び外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二百二十六号）附則第一項ただし書に規定する各日本国大使館及び各日本国総領事館に関する部分でこの法律の公布の日において施行されていないもの 政令で定める日

二 別表第二の改正規定中在インドネシア、在セイロン及び在コンゴ（キンシャサ）の各日本国大使館、在ジャカルタ、在香港、在サン・フランシスコ及び在ニュー・ヨークの各日本国総領事館、在アンカレッジ日本国領事館並びに国際連合日本政府代表部に関する部分 昭和四十六年四月一日

2 改正後の別表第三中在ソヴィエト連邦日本国大使館に関する部分は、昭和四十六年一月一日から適用する。

3 在エドモントン及び在オーストラリアの各日本国領事館に関する改正規定が施行されるまでの間は、改正後の別表第一 三 領事館の表北米の項中「在アンカレッジ日本国領事館」

アメリカ合衆国 アンカレッジ
「とあるのは」 在アンカレッジ日本国領事館
「とあるのは」 在エドモントン日本国領事館

アメリカ合衆国 エドモントン
「とあるのは」 在エドモントン日本国領事館
「とあるのは」 在エドモントン日本国領事館

オーストラリア ブリスベン
「とあるのは」 在ブリスベン日本国領事館
「とあるのは」 在オーストラリア日本国領事館

オーストラリア オークランド
「とあるのは」 在オーストラリア日本国領事館

4 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「別表のとおりとする」を「別に法律で定める」に改め、同条第二項中「別表に掲げる」を「前項の法律で定める」に改める。

5 次に掲げる法律の規定中「在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」を「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」に改める。

一 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)第二十二條の六第三項

二 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第十三條

三 沖繩・北方対策庁設置法(昭和四十五年法律第三十九号)第十一條第三項

四 沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法(昭和四十五年法律第四十号)第七條第五項

理由

在外公館の名称及び位置を在外公館に勤務する外務公務員の給与とあわせて規定することとするとともに、新設し及び昇格させる在外公館について在勤手当の額を定め、並びに一部の在外公館について在勤手当の限度額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二項中「統計調査部」を「情報管理部」に改める。

第二十二條第一項第六号を次のように改める。

六 運輸省の所掌事務に関する調査、統計、情報処理その他情報の管理に関すること(他の所掌に属するものを除く)。

第二十二條第一項第六号の二を削り、同条第二

附則

この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、第五十五條の八第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

理由

統計調査部を情報管理部に改組し、航空保安職員研修所の名称を航空保安大学校に改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○天野委員長 順次、趣旨の説明を求めます。山中総務長官。

○山中国務大臣 ただいま議題となりました総理府設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。

改正点の第一は、総理府の附属機関として、国立公文書館を設置することであり、

申請までもなく、公文書類は、国の政治、経済、社会、文化等各分野における歩みをとつける貴重な資料であります。このため、諸外国では、公文書類の保存については、国立の公文書館を設けて集中的に保全、管理を行なうなど手厚い措置を講じているところであり、

わが国には、現在、このような施設がなく、このことが公文書類の散逸、消滅の一因ともなっているとして、国立公文書館の設置については、かねてから、各方面より強く要請されておりました。

政府としても、公文書類が持つ国家的、国民的資産としての価値の重要性にかんがみ、国立公文書館の設置について逐次準備を進めてまいりましたが、このたび、本年度中に北の丸公園内の建物もようやく完成する運びとなったものであります。

本公文書館は、おもな業務として、各省庁から移管を受けた公文書類を整理し、保存することにも、これらを開覧に供するなどその幅広い活用をはかり、あわせて、これに関連する調査研究及び

事業を行なうものであります。

このような業務を行なうことにより、国立公文書館は、わが国の歴史を記録する貴重な公文書類を長く後世に伝えるとともに、過去の経験と教訓を現代に生かす重要な役割を果たすことを目的とするものであります。

改正点の第二は、総理府の附属機関であります統計職員養成所を統計研修所に改めることであり、

統計職員養成所は、現在、統計事務に従事する国の行政機関及び地方公共団体の職員に対して職務上の訓練を行なっておりますが、近年における電子計算機の発達、情報化社会の進展等に伴い、統計に関する研修の需要は急激に拡大し、本養成所に対しても、単に統計職員を養成することにとどまらず、広く一般の職員に対しても統計の知識、利用方法等を教育することが各機関から強く要請されるようになりました。このため、統計職員養成所の名称を統計研修所に改めるとともに、統計職員をも含めた一般の職員に対し統計に関する研修を行なうとするものであります。

改正点の第三は、同じく総理府の附属機関である海洋科学技術審議会を海洋開発審議会に改めることであり、

海洋の開発については、海洋に関する科学技術の振興を強力に推進するため、海洋科学技術審議会においてその方策等について調査審議を行なってきましたが、近年における海洋の開発の急速な進展は、単に科学技術の振興のみならず、海洋の利用、資源の活用等のための海洋の開発を総合的に促進する必要性を生じてまいりました。このため、海洋科学技術審議会を海洋開発審議会に発展的に改組し、広く海洋の開発に関する基本的かつ総合的な事項を調査審議しようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○天野委員長 愛知外務大臣。

○愛知国務大臣 在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

この法律案におきましては、まず、ミンヘンに新たに総領事館を設置し、カナダの在エドモントン領事館及びニュージブランドの在オークランド領事館をそれぞれ総領事館に昇格させ、これらの総領事館に勤務する職員に支給する在勤手当の額を定めることとしております。

さらに、一部の在外公館所在地におきましては、住居費が大幅に上昇しておりますので、これに対処するため、在インドネシア大使館ほか九公館に勤務する職員に支給する住居手当の限度額を最高二四%、最低八%の引き上げを行なうものであります。

なお、今回在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の題名を、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律と改めることいたしましたのは、従来、外務省設置法の別表に在外公館の名称及び位置が規定されており、本法律の規定する在外公館職員の給与とともに常に二本の法律改正を必要とする不便がありましたものを、改めることとしたからであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

○天野委員長 橋本運輸大臣。

○橋本国務大臣 ただいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきましまして御説明申し上げます。

わが国経済、社会は近年ますます多様化、高度化してきておりますが、このような現況に対応し得る運輸行政組織の整備が肝要であり、この趣旨に沿ひまして今回の改正を行なうものでござい

ます。改正の第一点は、大臣官房の統計調査部を情報

管理部に改組することでございます。

運輸省におきましては、国民に対する運輸サービスの一層の充実をはかるため、近年急速に発達してまいりました電子計算機の利用による情報処理技術を運輸行政及び運輸事業に積極的に導入することとし、これにより従来主として統計調査により把握してまいりました運輸の現状を一層総合的かつ高度に把握、分析し、これを通じて運輸行政を適確、迅速に遂行するとともに、運輸事業の効率化、近代化をはかることとしております。

このため、このような情報処理に關する業務と従来から行なつてまいりました統計調査等に關する業務を一元的に処理する組織として、統計調査部を情報管理部に改組するものでござい

ます。改正の第二点は、運輸省の附属機関である航空保安職員研修所の名称を航空保安大学校に改めることとしてござい

ます。航空保安職員研修所は、航空交通管制その他の航空保安業務に従事する職員の養成を行なつておりますが、航空保安業務における技術革新の進展等に対処するためその研修内容を充実、強化いたしましたことに伴ひ、その名称を航空保安大学校に改めるものでござい

ます。このほか、本年から商船高等専門学校の子生の練習船による航海訓練が実施されることに伴ひ、運輸省の附属機関である航海訓練所の所掌事務を整備する等の改正を行なうものでござい

ます。以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○天野委員長 法務省設置法の一部を改正する法律案及び建設省設置法の一部を改正する法律案、右両案を議題といたします。

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
別表三札幌法務局の項中「苫小牧市」を「苫小牧市 登別市 恵庭市」に改め、「千歳郡」及び「幌別郡」を削る。

別表五愛光女子学園の項中「東京都北多摩郡狛江町」を「狛江市」に改め、同表岡山少年院の項中「岡山県都窪郡妹尾町」を「岡山市」に改める。

別表十一東京入国管理事務所の項中「東京国際空港の区域を除く。」を削り、「千葉県」の下に「(新東京国際空港の区域を除く。)」を加え、同表中

京国際空港の区域を除く。を加え、同表中

国際空港の区域を除く。を加え、同表中

成田入国管理事務所 成田 千葉県の内新東京国際空港の区域を除く。

別表十二中 札幌入国管理事務所小 小樽市

梅港出張所 小樽市

小樽港出張所 小樽市

神戸入国管理事務所姫路港出 姫路市

張所 神戸入国管理事務所相生港出 相生市

張所 神戸入国管理事務所尾道港出 尾道市

張所 神戸入国管理事務所土生港出 因島市

張所 神戸入国管理事務所具港出張 具市

張所 神戸入国管理事務所具港出張 具市

張所 神戸入国管理事務所具港出張 具市

張所 神戸入国管理事務所具港出張 具市

張所 神戸入国管理事務所具港出張 具市

附則

この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、別表三及び別表五の改正規定並びに別表十二の改正規定中広島入国管理事務所尾道港出張所に係る部分は公布の日から、別表十一の改正規定は公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

新東京国際空港の設置に伴ひ、同空港における出入国の管理に關する事務を処理するため成田入国管理事務所を設置し、出入国管理行政を有効適切ならしめるため苫小牧市ほか三箇所に入国管理事務所の出張所を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)

の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「宅地部を」の下に「都市局に下水道部を」を加え、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 下水道部においては、第三条第七号に規定する事務をつかさどる。

附則

この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

理由

下水道に関する行政需要の増大に対処し、行政の効率的な執行を図るため、都市局に下水道部を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○天野委員長 順次、趣旨の説明を求めます。秋田法務大臣。

○秋田法務大臣 法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案の改正点の第一は、入国管理事務所の新設及び設置についてであります。千葉原成田市新東京国際空港が設置されることに伴いまして、羽田入国管理事務所が東京都大田区に所在する現在の東京国際空港において行なわれている出入国審査等の業務は、新空港において行なわれることとなりますので、羽田入国管理事務所を廃止し、新たに成田入国管理事務所を設置しようとするものであります。

改正点の第二は、北海道苫小牧市ほか三カ所に入国管理事務所の出張所を置くこととするものであります。近時、苫小牧港、相生港、土生港および喜入港におきましては、出入国船舶の数が増加してまいりましたので、これらの港における出入国

管理事務所を一そう適切に行なうため、苫小牧市、相生市、因島市及び鹿兒島県梶宿郡喜入町の三市一町にそれぞれ入国管理事務所の出張所を設けようとするものであります。

最後に、市町村の廃置分合等に伴い、所在地等の名称の整理を行なうこととしたしております。札幌法務局の管轄区域内の行政区画等の名称の一部を改め、また、愛光女子学園、岡山少年院及び広島入国管理事務所尾道出張所の位置の表示をそれぞれ改めようとするものであります。

なお、第一の成田関係につきましては、公布の日から起算して一年をこえない範囲内で政令で定める日から、第二の四つの港出張所設置の関係につきましては、本年四月一日から、最後の所在地等の名称の整理の関係につきましては、公布の日からそれぞれ施行しようとするものであります。以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

○天野委員長 根本建設大臣。

○根本建設大臣 ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明いたします。

この法律案は、建設省都市局に下水道部を新設しようとするものであります。御承知のように、最近における急速な都市化の進展と公共用水域の水質汚濁に緊急に対処するためには、立ちおくれの著しい下水道についてその整理事業の飛躍的な拡大をはかることが急務であります。このため、政府は、昭和四十六年度を初年度とする総投資額二兆六千億円の第三次下水道整備五カ年計画を策定することとしております。

これに伴い、今後、下水道に関する行政需要は一そう増大することが予想されるので、これに対応する国の執行体制も一そう拡充する必要がありま

まするが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○天野委員長 行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案

行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の二第七項及び第八項中「地方行政監察局」を「行政監察事務所」に改め、同項の表中「行政監察局」を「行政監察事務所」に改め、同条第九項中「地方行政監察局」を「行政監察事務所」に改める。

(公安調査庁設置法の一部改正)

第二条 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条から第十三条まで及び第十七条中「地方公安調査局」を「地方公安調査事務所」に改める。

別表第一及び別表第二中「地方公安調査局」を「地方公安調査事務所」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第三条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條(見出しを含む)中「財務部」を「財務事務所」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

2 改正後の大蔵省設置法第二十二條の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に置かれていた財務部のうち、大蔵省令で定めるものについては、この法律の施行の日後三月をこえない範囲内において、大蔵省令で定める日までの間

は、なお従前の例による。

理由

行政機構の簡素合理化を図るための地方支分部局の整理再編成の一環として、行政管理庁の地方行政監察局を行政監察事務所に改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○天野委員長 趣旨の説明を求めます。荒木行政管理庁長官。

○荒木国務大臣 ただいま議題となりました行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

政府は、かねてから、行政の簡素化、能率化をはかるため、各級の努力を続けていっているのでありますが、さらに一そう行政機構の簡素合理化を強力に推進するため、昨年末、地方支分部局の整理再編成に関する措置方針を決定し、昭和四十六年度から逐次実施していくこととしたのであります。このような地方支分部局の整理再編成の一環として、行政管理庁の地方行政監察局等の三機関について、必要な措置を講ずるため、今回、この法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、御説明申し上げます。

第一に、行政管理庁の地方行政監察局、公安調査庁の地方公安調査局及び大蔵省の財務部をそれぞれ行政監察事務所、地方公安調査事務所及び財務事務所と改めて、所要の現地事務を処理させることとしたしております。

第二に、この法律は、昭和四十六年七月一日から施行することとしておりますが、大蔵省の財務部のうち、大蔵省令で定めるものについては、この法律の施行の日後三月をこえない範囲内において、同省令で定める日までの間は、なお従前の例によることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○天野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来たる十八日木曜日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。
午前十時十八分散會

昭和四十六年二月二十四日印刷

昭和四十六年二月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A